

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	岩見沢市

令和 7 年 3 月 作成

岩見沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農政部農務課
所在地	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号
電話番号	0 1 2 6 - 2 3 - 4 1 1 1
F A X 番号	0 1 2 6 - 2 3 - 9 9 7 7
メールアドレス	rintiku@city.iwamizawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、タヌキ、鳥類（ハシブトカラス、ハシボソカラス、ドバト、キジバト）、ヒグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	岩見沢市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
エゾシカ	水稲	被害額	7,545千円
		被害面積	6.3ha
	馬鈴薯	被害額	402千円
		被害面積	0.2ha
	プルーン	被害額	259千円
		被害面積	0.1ha
	南瓜	被害額	248千円
		被害面積	0.2ha
	その他	被害額	534千円
		被害面積	0.8ha
	計	被害額	8,988千円
		被害面積	7.6ha
アライグマ	いちご	被害額	738千円
		被害面積	0.1ha
	トマト	被害額	693千円
		被害面積	0.1ha
	南瓜	被害額	574千円
		被害面積	0.4ha
	スイートコーン	被害額	547千円
		被害面積	0.5ha
	その他	被害額	1,621千円
		被害面積	1.1ha
	計	被害額	4,173千円
		被害面積	2.2ha

キツネ	スイートコーン	被害額	984千円
		被害面積	0.9ha
	たまねぎ	被害額	269千円
		被害面積	0.1ha
	その他	被害額	170千円
		被害面積	0.0ha
	計	被害額	1,423千円
		被害面積	1.0ha
タヌキ	いちご	被害額	128千円
		被害面積	0.1ha
	トマト	被害額	122千円
		被害面積	0.1ha
	南瓜	被害額	100千円
		被害面積	0.1ha
	その他	被害額	372千円
		被害面積	0.1ha
	計	被害額	722千円
		被害面積	0.4ha
鳥類	ぶどう	被害額	2,202千円
		被害面積	1.0ha
	水稻	被害額	960千円
		被害面積	0.8ha
	その他	被害額	1,388千円
		被害面積	0.8ha
	計	被害額	4,550千円
		被害面積	2.6ha
ヒグマ	農業被害、生活環境被害	被害額	局地的な小被害
		被害面積	
合 計		被害額	19,860千円
		被害面積	13.8ha

(2) 被害の傾向

エゾシカ	・被害が集中しているのは、毛陽、万字、上志文、宮村、茂世丑地区の森林地帯に面した農地であるが、最近では、広範囲な移動が見られ、一部は志文など市街地に面した農地にも出没している状況である。 ・農作物被害の状況は、4月の融雪期頃から、水稻、馬鈴薯、南瓜等への食害と踏み荒しによる被害が発生し、11月以降の冬期間は、毛陽、万字地区の果樹（リンゴ）に対し、新芽や枝先の食害、樹皮の剥ぎ被害が発生している。 ・令和3年度から令和5年度までの年間平均捕獲数は約524頭で、前回と比較し減少しているものの、電気柵設置の効果もあり被害額は減少傾向にある。
アライグマ	・平成10年に生息が確認されて以来、主に石狩川流域の旧北村で多く捕獲されていたが、現在は、市内一円に生息域が拡大しており生息数も増加しているものと推測される。 ・農作物への被害は、春から秋にかけて発生し、収穫前のトマト、スイートコーン、南瓜、果実等への食害が大きい。 ・令和3年度から令和5年度までの年間平均捕獲数は約758匹で、前回と比較し増加しているが、これに伴う被害額は横並び傾向にある。
キツネ	・農村部での農作物への被害が主であるが、近年は住宅地周辺での出没も多数あり、生活環境への被害も懸念されている。 ・農作物への被害は、植え付け後のたまねぎへの食害が大きい。 ・キツネの捕獲数は、令和3年度から令和5年度までの年間平均捕獲数は、約116匹で、前回と比較して減少しており、被害額も減少傾向である。
タヌキ	・農作物への被害は、春から秋にかけて発生し、収穫前のトマト、スイートコーン、いちご等への食害が大きい。 ・令和3年度から令和5年度までの年間平均捕獲数は約59匹で、前回と比較して減少しているが、これに伴う被害額は横並び傾向にある。
鳥類	・鳥類（カラス・ハト）にあつては、広範囲で被害が発生しており、果実への食害が大きい他、農業施設（ビニールハウス）への被害もあり、被害額は増加傾向にある。 - また、市街地においてのカラスの集団化、春先の子育て、巣立ち時期の人への威嚇攻撃も多数発生しており、生活環境への被害が増加している。 ・鳥類の捕獲数は、令和3年度から令和5年度までの年間平均捕獲数は、約209羽と大幅に減少しているものの、被害額も減少傾向である。
ヒグマ	・冬眠明けの4月から11月上旬頃まで森林地域を中心に目撃・出没情報が寄せられている。また、近年は山際の農地や住宅近郊への出没が多数見られることから、人的被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害金額	8,988千円	6,292千円	30%減
	被害面積	7.6ha	5.3ha	30%減
アライグマ	被害金額	4,173千円	2,921千円	30%減
	被害面積	2.2ha	1.5ha	30%減
キツネ	被害金額	1,423千円	996千円	30%減
	被害面積	1.0ha	0.7ha	30%減
タヌキ	被害金額	722千円	505千円	30%減
	被害面積	0.4ha	0.3ha	30%減
鳥類	被害金額	4,550千円	3,185千円	30%減
	被害面積	2.6ha	1.8ha	30%減
計	被害金額	19,856千円	13,899千円	
	被害面積	13.8ha	9.6ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【エゾシカ】 ・ 猟友会及び地域の駆除団体の協力を得て、銃器、くくりわなによる駆除を実施。 ・ 岩見沢市鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施。 令和4年度 1回実施 令和5年度 4回実施 令和6年度 4回実施 ・ 捕獲後の処理は、自家消費等の有効活用有効活用出来ない場合は、処分場へ搬入又は現地での適正処理。	・ 狩猟者の高齢化に伴って、捕獲の担い手の育成の促進が必要。 ・ 捕獲個体の処理に対する負担が大きい。

【アライグマ】 ・ 猟友会及び地域の駆除団体の協力を得て、箱わなによる駆除を実施。 ・ 平成23年度に作成し、令和3年度に更新した防除実施計画に基づき、農業者等を対象に研修会を開催し、箱わなによる駆除を実施。 ・ 講習会受講者総数 617名 ・ 箱わなの貸出 - 令和4年度 33基 - 令和5年度 48基 - 令和6年度 12基 ・ 捕獲後の処理は電気止め刺しによる処分後、処分場へ搬入。 【キツネ】 ・ 猟友会及び地域の駆除団体の協力を得て、銃器・箱わなによる駆除を実施。 ・ 捕獲後の処理は、処分場へ搬入。 【タヌキ】 ・ 猟友会及び地域の駆除団体の協力を得て、銃器・箱わなによる駆除を実施。 ・ 捕獲後の処理は、処分場へ搬入。 【鳥 類】 ・ 猟友会に委託し銃器による捕獲を実施。 ・ 捕獲後の処理は、処分場へ搬入。 【ヒグマ】 ・ 猟友会及び地域における駆除団体の協力を得て、銃器、箱わなによる駆除を実施。例年、出没が多い地点には、箱わなを常設。 ・ 出没情報があった場合は、注意看板の設置やホームページ等を通じた注意喚起を実施。	・ 市街地での出没が増加しているが捕獲方法に限界があり、効果的な捕獲が難しい。 ・ 市街地での出没が増加しているが捕獲方法に限界があり、効果的な捕獲が難しい。 ・ 市街地での集団化等、生活環境への被害が増加している。 ・ 狩猟者の高齢化に伴って、捕獲の担い手の育成の促進が必要。
---	--

防護柵の設置等に関する取組	・岩見沢市有害鳥獣対策協議会単独で電気柵の設置を計画したが希望者なし。	・未整備地区への移動に伴う、被害防止対策の充実が必要。 ・設置年数が経過するにあたり、維持管理に係る負担が増加する。
生息環境管理その他の取組	・アライグマ捕獲従事技術講習会実施によるアライグマの習性、被害防止技術等に関する知識の普及	・講習受講者の拡大が必要

(5) 今後の取組方針

【エゾシカ】

- ・ 猟友会等関係団体による銃器・くくりわなによる駆除を引き続き実施するとともに、囲いわなの設置等による効率的、効果的な被害防止対策を検討していく。
- ・ 岩見沢市鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施する。
- ・ 侵入防止柵の設置を推進する。
- ・ エゾシカ被害防除のパトロールを兼ねたライトセンサスを実施する。

【アライグマ】

- ・ 外来生物法の特定外来生物であることから、引き続き猟友会等関係団体による捕獲と農業者等が捕獲従事者となり捕獲できるようアライグマ捕獲研修会を開催し、捕獲数の増加を図る。

【キツネ】

- ・ 猟友会等関係団体による銃器・箱わなによる駆除を引き続き実施する。
- ・ キツネを誘引するおそれのある生ゴミ等の適正管理について、地域住民に普及啓発を行う。

【タヌキ】

- ・ 猟友会等関係団体による銃器・箱わなによる駆除を実施する。

【鳥 類】

- ・ 猟友会等関係団体による駆除を引き続き実施し、農業被害の拡大防止を図るとともに、市街地等、地域に適した防除対策を箱わなの利用も含め検討していく。

【ヒグマ】

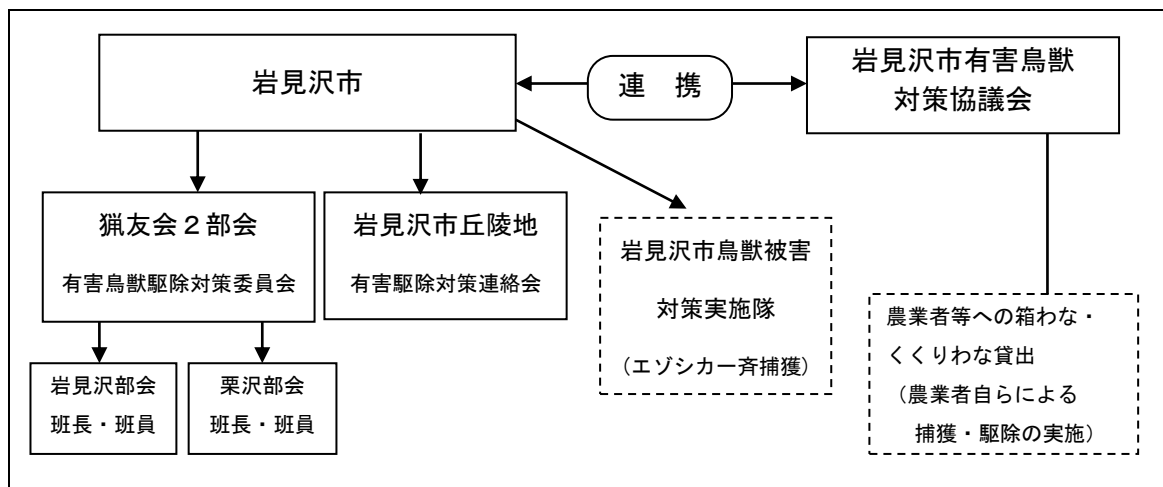
- ・ 繰り返し出没する個体や人身事故のおそれのある個体について、猟友会等関係団体による銃器・箱わなによる駆除を実施する。
- ・ 出没情報があつた際は、注意看板の設置やホームページ等を通じ注意喚起を実施する。

【その他】

- ・ 野生鳥獣による農業被害の発生状況等を把握するため、全市対象とした被害調査を実施する。
- ・ エゾシカ、アライグマ、キツネ、タヌキ、鳥類、ヒグマの捕獲用わなを整備し、猟友会等関係団体及び農業者等（捕獲従事者）へ貸出す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制



（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ アライグマ キツネ タヌキ 鳥類 ヒグマ	・ 捕獲機材（箱わな、くくりわな）の整備 ・ 誘導捕獲柵わな（囲いわな）の検討 ・ 研修会の実施 ・ 新たな担い手の育成の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【エゾシカ、アライグマ、キツネ、タヌキ、鳥類】 近年の捕獲実績並びに増減傾向に基づき設定する。 【ヒグマ】 出役個体数に応じた捕獲を行なうため、捕獲計画数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	950	950	950
アライグマ	1,000	1,000	1,000
キツネ	300	300	300
タヌキ	300	300	300
鳥類	900	900	900
ヒグマ	出役個体ごとに捕獲の必要性を検討する。		

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃器・箱わな・くくりわな等（原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。） 捕獲の実施予定期間：通年 捕獲予定場所：市内一円（原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域は捕獲区域に含めない。）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカは体格が大きく、また、警戒心が強いいため射撃距離が長くなることから、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。捕獲実施は、市内全域を対象に通年捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岩見沢市	希望無し

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	被害状況を踏まえ必要に応じ整備を実施する。	被害状況を踏まえ必要に応じ整備を実施する。	被害状況を踏まえ必要に応じ整備を実施する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	個体数や行動範囲を踏まえた適切な設置及び管理を指導する。	個体数や行動範囲を踏まえた適切な設置及び管理を指導する。	個体数や行動範囲を踏まえた適切な設置及び管理を指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

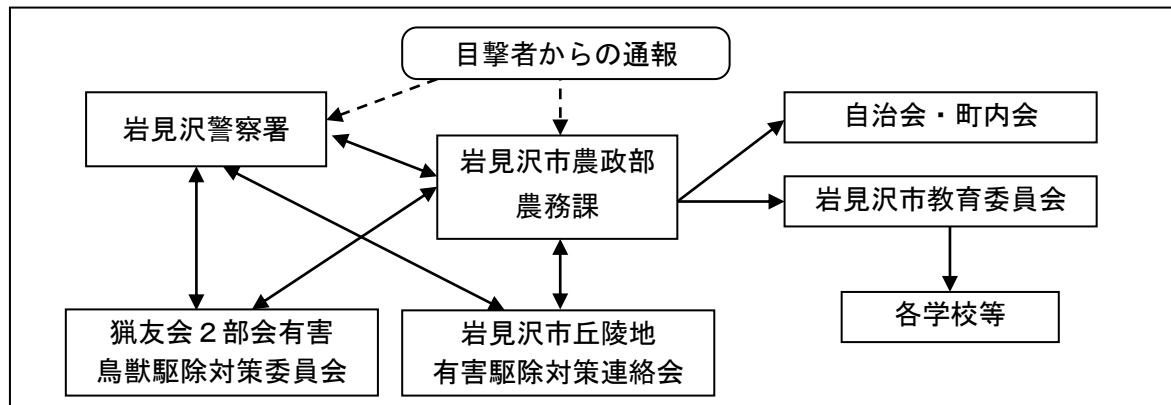
年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ	・ 侵入防止柵の管理
	アライグマ	・ 地域住民への外来種対策知識の普及活動

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役 割
岩見沢警察署	ヒグマ出没時における人身事故の防止・安全確保対策、付近のパトロール、住民への注意喚起
岩見沢市	ヒグマの出没時における関係機関への連絡、警察との連携による安全確保対策、付近のパトロール、住民への注意喚起
猟友会2部会有害鳥獣駆除対策委員会	ヒグマの動向等の調査・確認、付近のパトロール、状況に応じた捕獲
岩見沢市丘陵地有害駆除対策連絡会	ヒグマの動向等の調査・確認、付近のパトロール、状況に応じた捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、岩見沢市一般廃棄物処理施設に搬入とするが、地理的要因など持ち帰りが困難な場合に限り、捕獲現場での埋設等の適正処理を行う。
また、エゾシカについては、出来る限り自家消費等有効活用を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカについては、北海道が作成する「エゾシカ衛生処理マニュアル」に基づいた食肉などの資源として有効活用を検討していく。
ペットフード	同上
皮革	地域の特産品の材料等、需要に応じた資源としての有効活用を検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の実施

地域の需要に応じ、必要性の有無も含めた検討をしていく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の実施

各利活用方法に対する需要や、それに伴った処理加工施設の必要性の有無など、総合的に判断した上で検討をしていく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

【岩見沢市有害鳥獣対策協議会】

構成機関の名称	役 割
岩見沢市	組織の運営、全体調整及び被害防止施策の実施
いわみざわ農業協同組合	組織の運営及び被害防止施策の実施
峰延農業協同組合	〃
空知中央農業共済組合	〃
空知農業改良普及センター	〃
そらち森林組合岩見沢支所	〃
岩見沢市町会連絡協議会	〃
猟友会 2 部会有害鳥獣駆除対策委員会	組織の運営及び被害防止施策の実施 (銃器・わなによる駆除及び捕獲技術の指導)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・ 岩見沢市は、岩見沢市鳥獣被害対策実施隊を平成26年8月に設置。
- ・ 実施隊員は、北海道猟友会岩見沢支部岩見沢部会及び栗沢部会、地域における有害駆除対策連絡会から任命し、岩見沢市の非常勤職員とする。(令和6年4月1日現在、51名)
- ・ 岩見沢市及び協議会が行うエゾシカの一斉捕獲などの捕獲活動に参加。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし